

令和5年度

八戸市 一般会計 特別会計 予算

目 次

議案第 1 号	令和 5 年度八戸市一般会計予算	4
第 1 表	歳入歳出予算	
歳 入		6
歳 出		9
第 2 表	継 続 費	11
第 3 表	債 務 負 担 行 為	12
第 4 表	地 方 債	14
議案第 2 号	令和 5 年度八戸市自動車運送事業会計予算	16
議案第 3 号	令和 5 年度八戸市立市民病院事業会計予算	20
議案第 4 号	令和 5 年度八戸市下水道事業会計予算	24
議案第 5 号	令和 5 年度八戸市国民健康保険特別会計予算	28
議案第 6 号	令和 5 年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算	32
議案第 7 号	令和 5 年度八戸市都市計画土地地区画整理事業特別会計予算	36
議案第 8 号	令和 5 年度八戸市学校給食特別会計予算	41
議案第 9 号	令和 5 年度八戸市駐車場特別会計予算	45
議案第 10 号	令和 5 年度八戸市中央卸売市場特別会計予算	49
議案第 11 号	令和 5 年度八戸市霊園特別会計予算	54
議案第 12 号	令和 5 年度八戸市介護保険特別会計予算	58
議案第 13 号	令和 5 年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計予算	62
議案第 14 号	令和 5 年度八戸市後期高齢者医療特別会計予算	67
議案第 15 号	令和 5 年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	71
議案第 16 号	令和 5 年度八戸市産業団地造成事業特別会計予算	77

令和 5 年 度

八 戸 市 一 般 会 計 予 算

議案第1号

令和5年度八戸市一般会計予算

令和5年度八戸市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 95,000,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

一 般 会 計

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 22 日 提出

八 戸 市 長 熊 谷 雄 一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 市 税		千円 29,900,000	千円 29,700,000	千円 200,000
	1 市 民 税	12,600,000	12,600,000	0
	2 固 定 資 産 税	14,800,000	14,700,000	100,000
	3 軽 自 動 車 税	645,000	645,000	0
	4 市 た ば こ 税	1,850,000	1,750,000	100,000
	5 鉱 産 税	4,999	4,999	0
	6 特 別 土 地 保 有 税	1	1	0
2 地 方 譲 与 税		765,000	765,000	0
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	155,000	155,000	0
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	498,000	504,000	△6,000
	3 特 別 と ん 譲 与 税	58,000	54,000	4,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	54,000	52,000	2,000
3 利 子 割 交 付 金		9,400	14,000	△4,600
	1 利 子 割 交 付 金	9,400	14,000	△4,600
4 配 当 割 交 付 金		107,000	41,000	66,000
	1 配 当 割 交 付 金	107,000	41,000	66,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		12,000	24,000	△12,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	12,000	24,000	△12,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		480,000	623,000	△143,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	480,000	623,000	△143,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		6,100,000	5,624,000	476,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	6,100,000	5,624,000	476,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		37,000	65,000	△28,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	37,000	65,000	△28,000
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		2,300	2,000	300

一般会計

一般会計

(歳 入)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
		千円	千円	千円
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,300	2,000	300
10 国有提供施設等所在市助成交付金		485,000	481,000	4,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	485,000	481,000	4,000
11 地 方 特 例 交 付 金		256,000	235,000	21,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	256,000	235,000	21,000
12 地 方 交 付 税		17,050,000	16,250,000	800,000
	1 地 方 交 付 税	17,050,000	16,250,000	800,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		33,000	33,000	0
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	33,000	33,000	0
14 分 担 金 及 び 負 担 金		137,936	129,598	8,338
	1 負 担 金	137,936	129,598	8,338
15 使 用 料 及 び 手 数 料		1,402,558	1,412,216	△9,658
	1 使 用 料	866,631	869,321	△2,690
	2 手 数 料	535,927	542,895	△6,968
16 国 庫 支 出 金		19,706,396	19,562,932	143,464
	1 国 庫 負 担 金	15,852,704	16,476,169	△623,465
	2 国 庫 補 助 金	3,796,231	3,033,827	762,404
	3 委 託 金	57,461	52,936	4,525
17 県 支 出 金		7,516,555	7,333,961	182,594
	1 県 負 担 金	5,991,949	5,945,984	45,965
	2 県 補 助 金	1,040,224	912,098	128,126
	3 委 託 金	484,382	475,879	8,503
18 財 産 収 入		120,953	118,191	2,762
	1 財 産 運 用 収 入	115,750	112,988	2,762
	2 財 産 売 払 収 入	5,203	5,203	0
19 寄 附 金		60,000	50,000	10,000
	1 寄 附 金	60,000	50,000	10,000

20 繰	入	金		2, 652, 152	2, 187, 233	464, 919					
		1 基	金	繰	入	金	2, 652, 152	2, 187, 233	464, 919		
21 繰	越	金		1	1	0					
		1 繰		越	金	1	1	0			
22 諸	収	入		1, 708, 049	1, 714, 068	△6, 019					
		1 延 滞	金	加 算	金	及 び	過 料	40, 000	40, 000	0	
		2 市		預		金	利	子	1	1	0
		3 貸	付	金	元	利	収	入	1, 045, 820	1, 059, 316	△13, 496
		4 受	託	事	業	収	入	117, 047	79, 000	38, 047	
		5 雑				入	505, 181	535, 751	△30, 570		
23 市	債			6, 458, 700	4, 934, 800	1, 523, 900					
		1 市		債	6, 458, 700	4, 934, 800	1, 523, 900				
歳			入	合		計	95, 000, 000	91, 300, 000	3, 700, 000		

一般会計
(歳 出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
		千円	千円	千円
1 議 会 費		591,742	559,349	32,393
	1 議 会 費	591,742	559,349	32,393
2 総 務 費		5,906,342	5,792,193	114,149
	1 総 務 管 理 費	3,928,967	3,971,794	△42,827
	2 徴 税 費	1,018,118	1,099,527	△81,409
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	542,835	433,340	109,495
	4 選 挙 費	298,241	174,016	124,225
	5 統 計 調 査 費	48,898	43,956	4,942
	6 監 査 委 員 費	69,077	69,354	△277
	7 諸 費	206	206	0
3 民 生 費		37,628,066	37,540,215	87,851
	1 社 会 福 祉 費	15,615,909	15,527,059	88,850
	2 国 民 年 金 費	42,950	39,898	3,052
	3 社 会 福 祉 施 設 費	250,024	183,296	66,728
	4 児 童 福 祉 費	15,134,946	14,902,165	232,781
	5 生 活 保 護 費	6,583,360	6,886,922	△303,562
	6 災 害 救 助 費	877	875	2
4 衛 生 費		11,950,503	11,692,510	257,993
	1 保 健 衛 生 費	8,901,694	8,665,435	236,259
	2 清 掃 費	3,048,809	3,027,075	21,734
5 労 働 費		166,312	158,465	7,847
	1 労 働 諸 費	166,312	158,465	7,847
6 農 林 水 産 業 費		1,718,934	1,386,634	332,300
	1 農 業 費	951,457	836,801	114,656
	2 林 業 費	169,814	38,561	131,253
	3 水 産 業 費	597,663	511,272	86,391
7 商 工 費		3,962,743	3,406,549	556,194

	1 商 工 費	3,962,743	3,406,549	556,194
8 土 木 費		11,197,790	9,499,743	1,698,047
	1 土 木 管 理 費	797,542	797,313	229
	2 道 路 橋 り よ う 費	3,561,054	3,176,719	384,335
	3 港 湾 費	134,566	86,803	47,763
	4 都 市 計 画 費	5,844,930	4,658,040	1,186,890
	5 住 宅 費	635,193	582,665	52,528
	6 河 川 費	224,505	198,203	26,302
9 消 防 費		3,162,657	3,135,140	27,517
	1 消 防 費	3,162,657	3,135,140	27,517
10 教 育 費		8,975,889	8,334,222	641,667
	1 教 育 総 務 費	1,700,977	1,687,663	13,314
	2 小 学 校 費	982,397	930,358	52,039
	3 中 学 校 費	579,040	614,261	△35,221
	4 幼 稚 園 費	9,000	9,100	△100
	5 社 会 教 育 費	2,889,246	2,336,732	552,514
	6 保 健 体 育 費	2,815,229	2,756,108	59,121
11 災 害 復 旧 費		1	1	0
	1 災 害 復 旧 費	1	1	0
12 公 債 費		9,238,184	9,293,864	△55,680
	1 公 債 費	9,238,184	9,293,864	△55,680
13 諸 支 出 金		450,837	451,115	△278
	1 公 営 企 業 費	450,837	451,115	△278
14 予 備 費		50,000	50,000	0
	1 予 備 費	50,000	50,000	0
歳 出 合 計		95,000,000	91,300,000	3,700,000

第 2 表 継 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
10 教 育 費	5 社 会 教 育 費	図 書 館 冷 房 設 備 等 更 新 事 業	千円 210,000	令和5年度	千円 84,000
				令和6年度	126,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
戸 籍 入 力 等 業 務 委 託 料	令和 6 年度	千円 1,397
令和 5 年度保育士修学資金貸付金	令和 6 年度	3,840
令和 5 年度看護師等修学資金貸付金	令和 6 年度から 令和 8 年度まで	12,960
令和 5 年度障がい者雇用奨励金	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	交付対象者1人につき10千円（短時間労働の障がい者については6千円）を対象月（12か月以内）に乗じて得た額、ただし重度障がい者については1人につき20千円（短時間労働の重度障がい者については12千円）を対象月（12か月以内）に乗じて得た額
令和 5 年度新規高等学校卒業者雇用奨励金	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	交付対象者1人につき10千円を対象月（12か月以内）に乗じて得た額
令和 5 年度離職者雇用奨励金	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	交付対象者1人につき10千円を対象月（12か月以内）に乗じて得た額
令和 5 年度ほんのり温ったか 八戸移住計画支援事業 （住宅費助成金）	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	交付対象1件につき月額30千円又は40千円を対象月（6か月以内）に乗じて得た額
令和 5 年度農業近代化資金利子補給補助金	令和 5 年度から 令和 8 年度まで	令和 5 年度の融資に係る毎年1月1日から12月31日までの各期間における融資平均残高に0.7%以内を乗じて得た額

一 般 会 計

事 項	期 間	限 度 額
令和 5 年度マル経融資利子補給事業補助金	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	令和 5 年度の融資に係る各年度の融資残高に1.0%以内を乗じて 得た額
令和 5 年度創業融資利子補給事業補助金	令和 5 年度から 令和 9 年度まで	令和 5 年度の融資に係る各年度の融資残高に1.0%以内を乗じて 得た額

千円

第 4 表 地 方 債

起債の目的（事業名）	限度額	起債の方法	利率（年利）	償還の方法
議 場 等 改 修 事 業	千円 41,200	証書借入又は証券発行	5. 0 以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金 均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えすることができる。
庁 舎 等 施 設 整 備 事 業	107,900	〃	〃	〃
社 会 福 祉 事 業	137,700	〃	〃	〃
児 童 福 祉 事 業	101,400	〃	〃	〃
清 掃 事 業	9,000	〃	〃	〃
保 健 衛 生 事 業	79,500	〃	〃	〃
農 業 整 備 事 業	133,000	〃	〃	〃
農 業 振 興 事 業	16,600	〃	〃	〃
森 林 保 護 施 設 整 備 事 業	129,000	〃	〃	〃
漁 港 整 備 事 業	40,900	〃	〃	〃
水 産 業 整 備 事 業	72,000	〃	〃	〃
商 工 施 設 整 備 事 業	937,500	〃	〃	〃
観 光 事 業	1,600	〃	〃	〃
道 路 橋 り ょ う 事 業	1,744,400	〃	〃	〃
港 湾 整 備 事 業	112,100	〃	〃	〃
都 市 計 画 事 業	404,800	〃	〃	〃
住 宅 建 設 事 業	183,000	〃	〃	〃
河 川 改 修 事 業	105,000	〃	〃	〃
排 水 路 事 業	65,700	〃	〃	〃
消 防 施 設 整 備 事 業	21,300	〃	〃	〃
小 学 校 整 備 事 業	78,900	〃	〃	〃
中 学 校 整 備 事 業	51,100	〃	〃	〃
社 会 教 育 事 業	582,800	〃	〃	〃
保 健 体 育 事 業	102,300	〃	〃	〃
臨 時 財 政 対 策 債	1,200,000	〃	〃	〃
合 計	6,458,700			

令和 5 年 度

八戸市自動車運送事業会計予算

議案第 2 号

令和5年度八戸市自動車運送事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度八戸市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)年度末在籍車両数	111 両	
(2)年間営業走行キロメートル	3,347 千キロメートル	
(3)年間輸送人員	5,241 千人	
(4)一日平均輸送人員	14,360 人	
(5)主要な建設改良事業	22,000 千円	(乗合バス購入 22,000千円)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 事業収益	1,406,141 千円	第1款 事業費	1,824,112 千円
第1項 営業収益	939,929 千円	第1項 営業費用	1,787,911 千円
第2項 営業外収益	466,212 千円	第2項 営業外費用	36,201 千円

自動車運送事業会計

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 36,463千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。)

収 入			支 出		
第1款	資 本 的 収 入	106,837 千円	第1款	資 本 的 支 出	143,300 千円
第1項	企 業 債	32,000 千円	第1項	建 設 改 良 費	32,000 千円
第2項	出 資 金	74,837 千円	第2項	企 業 債 償 還 金	111,100 千円
			第3項	投 資	200 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建 設 改 良 資 金	32,000千円	証書借入又は証券発行	年 5.0%以内	起債の翌年度から据置期間を含めて5年以内に元利均等又は元金均等により償還する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用・営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,062,741 千円

(他会計からの補助金)

第9条 八戸市自動車運送事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、376,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、1,000千円と定める。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊谷 雄一

令和 5 年 度

八戸市立市民病院事業会計予算

議 案 第 3 号

令和5年度八戸市立市民病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度八戸市立市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	628 床		
(2) 年 間 延 患 者 数	入 院	186,660 人	外 来 265,356 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院	510 人	外 来 1,092 人
(4) 主要な建設改良費	(イ) 病院施設整備事業	499,000 千円	
	(ロ) 病院設備整備事業	736,702 千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		支 出	
第1款 事業収益	21,207,000 千円	第1款 事業費	22,807,000 千円
第1項 医業収益	20,097,954 千円	第1項 医業費用	22,631,642 千円
第2項 医業外収益	1,058,806 千円	第2項 医業外費用	175,358 千円
第3項 特別利益	50,240 千円		

市民病院事業会計

市民病院事業会計

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,065,459 千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	1,204,453 千円	第1款 資本的支出	3,269,912 千円
第1項 企 業 債	753,000 千円	第1項 建設改良費	1,235,702 千円
第2項 出 資 金	150,000 千円	第2項 企業債償還金	2,029,208 千円
第3項 負 担 金	265,453 千円	第3項 投 資	5,002 千円
第4項 補 助 金	36,000 千円		

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率(年利)	償 還 の 方 法
病院施設整備事業	153,000 千円	証書借入又は証券発行	5.0%以内	据置期間を含め10年以内に元利均等又は元金均等償還する。
病院設備整備事業	600,000 千円	〃	〃	据置期間を含め5年以内に元利均等又は元金均等償還する。

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用・医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 10,749,363 千円 |
| (2) 交 際 費 | 500 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,305,000 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	医 療 機 器	放射線部門システム	一式
	医 療 機 器	生体情報モニタ	一式
	土 地	駐車場用地 (田向五丁目4 外)	5,362.41 m ²

令和5年2月22日 提出

八 戸 市 長 熊 谷 雄 一

市民病院事業会計

令和 5 年 度

八戸市下水道事業会計予算

令和5年度八戸市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度八戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	63,340 戸
(2) 年間総排水量	21,219,700 m ³
(3) 一日平均排水量	57,977 m ³
(4) 主な建設改良事業	(イ) 管路建設改良事業 3,583,458 千円
	(ロ) 処理場建設改良事業 313,000 千円
	(ハ) ポンプ場建設改良事業 474,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			支 出		
第1款	事業収益	7,358,072 千円	第1款	事業費	7,069,113 千円
第1項	営業収益	3,962,233 千円	第1項	営業費用	6,668,921 千円
第2項	営業外収益	3,383,277 千円	第2項	営業外費用	395,191 千円
第3項	特別利益	12,562 千円	第3項	特別損失	1 千円
			第4項	予備費	5,000 千円

下水道事業会計

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,944,807千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

収 入			支 出		
第1款	資 本 的 収 入	5,686,339 千円	第1款	資 本 的 支 出	8,631,146 千円
第1項	企 業 債	3,595,000 千円	第1項	建 設 改 良 費	4,684,282 千円
第2項	出 資 金	450,000 千円	第2項	投 資	18 千円
第3項	他 会 計 補 助 金	161,689 千円	第3項	企 業 債 償 還 金	3,941,846 千円
第4項	国 庫 補 助 金	1,396,000 千円	第4項	予 備 費	5,000 千円
第5項	負担金及び分担金	83,650 千円			

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業	3,595,000千円	証書借入 又は 証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内に元利均等、 元金均等又は満期一括償還する。 ただし、企業財政の都合により据置期間 及び償還期間を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用・営業外費用・特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 462,682 千円

(他会計からの補助金)

第9条 八戸市下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,000,000千円である。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊谷 雄一

令和 5 年 度

八戸市国民健康保険特別会計予算

議案第5号

令和5年度八戸市国民健康保険特別会計予算

令和5年度八戸市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,956,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
		千円	千円	千円
1 国民健康保険税		3,480,000	3,869,265	△389,265
	1 国民健康保険税	3,480,000	3,869,265	△389,265
2 使用料及び手数料		81	151	△70
	1 手数料	81	151	△70
3 県支出金		15,985,733	16,367,387	△381,654
	1 県補助金	15,985,733	16,367,387	△381,654
4 財産収入		98	98	0
	1 財産運用収入	98	98	0
5 繰入金		2,405,373	2,090,684	314,689
	1 他会計繰入金	2,157,070	2,090,684	66,386
	2 基金繰入金	248,303	0	248,303
6 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
7 諸収入		84,714	87,714	△3,000
	1 延滞金、加算金及び過料	60,700	60,700	0
	2 雑収入	24,014	27,014	△3,000
歳入合計		21,956,000	22,415,300	△459,300

国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計

(歳 出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
		千円	千円	千円
1 総 務 費		337,309	327,982	9,327
	1 総 務 管 理 費	215,420	208,236	7,184
	2 徴 収 費	120,626	118,433	2,193
	3 運 営 協 議 会 費	1,263	1,313	△50
2 保 険 給 付 費		15,671,793	16,055,809	△384,016
	1 療 養 諸 費	13,568,623	13,972,630	△404,007
	2 高 額 療 養 費	2,036,001	2,026,210	9,791
	3 移 送 費	150	150	0
	4 出 産 育 児 諸 費	45,019	37,819	7,200
	5 葬 祭 諸 費	19,000	19,000	0
	6 傷 病 手 当 金	3,000	0	3,000
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		5,751,360	5,837,906	△86,546
	1 医 療 給 付 費 分	3,848,990	3,861,080	△12,090
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,439,180	1,337,959	101,221
	3 介 護 納 付 金 分	463,190	638,867	△175,677
4 共 同 事 業 拠 出 金		5	9	△4
	1 共 同 事 業 拠 出 金	5	9	△4
5 保 健 事 業 費		172,434	170,495	1,939
	1 保 健 事 業 費	47,305	49,058	△1,753
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	125,129	121,437	3,692
6 基 金 積 立 金		99	99	0
	1 基 金 積 立 金	99	99	0
7 諸 支 出 金		23,000	23,000	0
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	23,000	23,000	0
歳 出 合 計		21,956,000	22,415,300	△459,300

令和 5 年 度

地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算

議案第6号

令和5年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算

令和5年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 284,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 使用料及び手数料		千円 40,599	千円 45,641	千円 △5,042
	1 使用料	40,220	45,257	△5,037
	2 手数料	379	384	△5
2 財産収入		2,305	2,305	0
	1 財産運用収入	2,305	2,305	0
3 繰入金		214,743	212,574	2,169
	1 他会計繰入金	214,743	212,574	2,169
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		26,552	23,579	2,973
	1 雑入	26,552	23,579	2,973
歳入合計		284,200	284,100	100

地方卸売市場八戸市魚市場特別会計

(歳 出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 266,872	千円 266,766	千円 106
	1 総 務 管 理 費	266,872	266,766	106
2 公 債 費		17,328	17,334	△6
	1 公 債 費	17,328	17,334	△6
歳 出	合 計	284,200	284,100	100

令和 5 年 度

八戸市 都市計画
土地区画整理事業 特別会計予算

議 案 第 7 号

令和5年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計予算

令和5年度八戸市の都市計画土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,616,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 使用料及び手数料		千円 3	千円 3	千円 0
	1 手数料	3	3	0
2 国庫支出金		110,000	10,000	100,000
	1 国庫補助金	110,000	10,000	100,000
3 財産収入		5,000	5,000	0
	1 保留地処分金	5,000	5,000	0
4 繰入金		626,766	627,845	△1,079
	1 他会計繰入金	626,766	627,845	△1,079
5 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
6 諸収入		130	851	△721
	1 雑入	130	851	△721
7 市債		874,500	804,400	70,100
	1 市債	874,500	804,400	70,100
歳入合計		1,616,400	1,448,100	168,300

都市計画土地地区画整理事業特別会計

(歳 出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 売 市 土 地 区 画 整 理 事 業 費		千円 130	千円 341	千円 △211
	1 売 市 土 地 区 画 整 理 事 業 費	130	341	△211
2 八 戸 駅 西 土 地 区 画 整 理 事 業 費		1, 175, 048	1, 000, 565	174, 483
	1 八 戸 駅 西 土 地 区 画 整 理 事 業 費	1, 175, 048	1, 000, 565	174, 483
3 公 債 費		441, 222	447, 194	△5, 972
	1 公 債 費	441, 222	447, 194	△5, 972
歳 出	合 計	1, 616, 400	1, 448, 100	168, 300

第2表

地 方 債

起債の目的（事業名）	限 度 額	起債の方法	利 率 （ 年 利 ）	償 還 の 方 法
土 地 区 画 整 理 事 業	千円 874,500	証書借入 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金 均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和 5 年 度

八戸市学校給食特別会計予算

議案第8号

令和5年度八戸市学校給食特別会計予算

令和5年度八戸市の学校給食特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,999,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 分担金及び負担金		千円 921,421	千円 921,487	千円 △66
	1 給食費負担金	921,421	921,487	△66
2 使用料及び手数料		15	15	0
	1 使用料	15	15	0
3 繰入金		1,078,272	1,055,987	22,285
	1 他会計繰入金	1,078,272	1,055,987	22,285
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		91	110	△19
	1 雑入	91	110	△19
歳入合計		1,999,800	1,977,600	22,200

学校給食特別会計

(歳 出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 927,936	千円 903,801	千円 24,135
	1 総 務 管 理 費	927,936	903,801	24,135
2 給 食 費		921,381	921,508	△127
	1 給 食 費	921,381	921,508	△127
3 公 債 費		150,483	152,291	△1,808
	1 公 債 費	150,483	152,291	△1,808
歳 出 合 計		1,999,800	1,977,600	22,200

令和 5 年 度

八戸市駐車場特別会計予算

議 案 第 9 号

令和5年度八戸市駐車場特別会計予算

令和5年度八戸市の駐車場特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 167,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 使用料及び手数料		千円 97,579	千円 96,608	千円 971
	1 使用料	97,578	96,607	971
	2 手数料	1	1	0
2 繰入金		70,120	64,191	5,929
	1 他会計繰入金	70,120	64,191	5,929
3 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
歳入合計		167,700	160,800	6,900

駐車場特別会計

(歳 出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 管 理 費		千円 63,385	千円 57,560	千円 5,825
	1 管 理 費	63,385	57,560	5,825
2 公 債 費		104,315	103,240	1,075
	1 公 債 費	104,315	103,240	1,075
歳 出	合 計	167,700	160,800	6,900

令和 5 年 度

八戸市中央卸売市場特別会計予算

議案第10号

令和5年度八戸市中央卸売市場特別会計予算

令和5年度八戸市の中央卸売市場特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 256,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 使用料及び手数料		千円 166,410	千円 166,845	千円 △435
	1 使用料	166,409	166,844	△435
	2 手数料	1	1	0
2 財産収入		4,516	5,728	△1,212
	1 財産運用収入	4,516	5,728	△1,212
3 繰入金		12,718	5,315	7,403
	1 他会計繰入金	12,718	5,315	7,403
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		54,255	45,211	9,044
	1 雑入	54,255	45,211	9,044
6 市債		18,600	28,800	△10,200
	1 市債	18,600	28,800	△10,200
歳入合計		256,500	251,900	4,600

中央卸売市場特別会計

(歳 出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 223,325	千円 217,819	千円 5,506
	1 総 務 管 理 費	223,325	217,819	5,506
2 公 債 費		33,175	34,081	△906
	1 公 債 費	33,175	34,081	△906
歳 出	合 計	256,500	251,900	4,600

第2表

地 方 債

起債の目的（事業名）	限 度 額	起債の方法	利 率 （ 年 利 ）	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備事業	千円 18,600	証書借入 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金 均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和 5 年 度

八戸市霊園特別会計予算

議案第11号

令和5年度八戸市霊園特別会計予算

令和5年度八戸市の霊園特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 49,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 使用料及び手数料		千円 43,017	千円 43,016	千円 1
	1 使用料	43,017	43,016	1
2 繰入金		6,181	4,682	1,499
	1 他会計繰入金	6,181	4,682	1,499
3 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
4 諸収入		1	1	0
	1 雑入	1	1	0
(市債)		0	1,500	△1,500
	(市債)	0	1,500	△1,500
歳入合計		49,200	49,200	0

霊園特別会計

(歳 出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 45,623	千円 47,988	千円 △2,365
	1 総 務 管 理 費	45,623	47,988	△2,365
2 公 債 費		3,577	1,212	2,365
	1 公 債 費	3,577	1,212	2,365
歳 出	合 計	49,200	49,200	0

令和 5 年 度

八戸市介護保険特別会計予算

議 案 第 12 号

令和5年度八戸市介護保険特別会計予算

令和5年度八戸市の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,912,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 保険料		千円 4,595,029	千円 4,565,126	千円 29,903
	1 介護保険料	4,595,029	4,565,126	29,903
2 使用料及び手数料		2	2	0
	1 手数料	2	2	0
3 国庫支出金		5,185,674	5,172,930	12,744
	1 国庫負担金	3,824,211	3,822,656	1,555
	2 国庫補助金	1,361,463	1,350,274	11,189
4 支払基金交付金		5,713,242	5,719,291	△6,049
	1 支払基金交付金	5,713,242	5,719,291	△6,049
5 県支出金		2,998,841	2,997,342	1,499
	1 県負担金	2,870,791	2,872,346	△1,555
	2 県補助金	128,050	124,996	3,054
6 財産収入		183	175	8
	1 財産運用収入	183	175	8
7 繰入金		3,419,413	3,412,931	6,482
	1 他会計繰入金	3,419,413	3,412,931	6,482
8 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
9 諸収入		515	2	513
	1 延滞金、加算金及び過料	1	1	0
	2 雑入	514	1	513
歳入合計		21,912,900	21,867,800	45,100

介護保険特別会計

(歳 出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 391,885	千円 382,562	千円 9,323
	1 総 務 管 理 費	211,886	202,914	8,972
	2 徴 収 費	18,740	18,693	47
	3 要 介 護 認 定 経 費	161,259	160,955	304
2 保 険 給 付 費		20,600,000	20,600,000	0
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	19,424,000	19,273,600	150,400
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	234,800	231,200	3,600
	3 そ の 他 諸 費	22,400	22,000	400
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	466,200	492,400	△26,200
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	59,200	61,000	△1,800
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	393,400	519,800	△126,400
3 地 域 支 援 事 業 費		862,228	853,625	8,603
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	480,205	496,789	△16,584
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	76,286	82,043	△5,757
	3 包 括 的 支 援 事 業 等 費	302,015	271,069	30,946
	4 そ の 他 諸 費	3,722	3,724	△2
4 基 金 積 立 金		183	175	8
	1 基 金 積 立 金	183	175	8
5 諸 支 出 金		58,604	31,438	27,166
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	58,604	31,438	27,166
歳 出 合 計		21,912,900	21,867,800	45,100

令和 5 年 度

八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計予算

議 案 第 13 号

令和5年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計予算

令和5年度八戸市の国民健康保険南郷診療所特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 181,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 診療収入		千円 154,969	千円 154,797	千円 172
	1 外来収入	131,399	128,960	2,439
	2 その他の診療収入	23,570	25,837	△2,267
2 使用料及び手数料		120	120	0
	1 手数料	120	120	0
3 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
4 諸収入		5,310	5,982	△672
	1 受託事業収入	3,008	3,020	△12
	2 雑収入	2,302	2,962	△660
5 市債		21,300	16,000	5,300
	1 市債	21,300	16,000	5,300
歳入合計		181,700	176,900	4,800

国民健康保険南郷診療所特別会計

(歳 出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 133,578	千円 133,502	千円 76
	1 施 設 管 理 費	133,578	133,502	76
2 医 業 費		43,302	39,470	3,832
	1 医 業 費	43,302	39,470	3,832
3 公 債 費		4,820	3,928	892
	1 公 債 費	4,820	3,928	892
歳 出 合 計		181,700	176,900	4,800

第2表

地 方 債

起債の目的（事業名）	限 度 額	起債の方法	利 率 （ 年 利 ）	償 還 の 方 法
南 郷 診 療 所 整 備 事 業	千円 21,300	証書借入 又は 証券発行	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金 均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和 5 年 度

八戸市後期高齢者医療特別会計予算

議案第14号

令和5年度八戸市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度八戸市の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,066,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,170,460	千円 2,151,915	千円 18,545
	1 後期高齢者医療保険料	2,170,460	2,151,915	18,545
2 使用料及び手数料		1	2	△1
	1 手数料	1	2	△1
3 国庫支出金		3,080	0	3,080
	1 国庫補助金	3,080	0	3,080
4 繰入金		886,958	872,517	14,441
	1 他会計繰入金	886,958	872,517	14,441
5 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
6 諸収入		6,200	6,365	△165
	1 延滞金、加算金及び過料	200	200	0
	2 償還金及び還付加算金	6,000	6,000	0
	(雑入)	0	165	△165
歳入合計		3,066,700	3,030,800	35,900

後期高齢者医療特別会計

(歳 出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 総 務 費		千円 79,971	千円 76,029	千円 3,942
	1 総 務 管 理 費	55,229	54,289	940
	2 徴 収 費	24,742	21,740	3,002
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		2,980,729	2,948,771	31,958
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	2,980,729	2,948,771	31,958
3 諸 支 出 金		6,000	6,000	0
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,000	6,000	0
歳 出 合 計		3,066,700	3,030,800	35,900

令和 5 年 度

八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

議案第15号

令和5年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和5年度八戸市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 86,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 繰入金		千円 17,396	千円 17,771	千円 △375
	1 他会計繰入金	17,396	17,771	△375
2 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
3 諸収入		46,903	49,428	△2,525
	1 貸付金元利収入	46,900	49,425	△2,525
	2 雑入	3	3	0
4 市債		22,200	25,500	△3,300
	1 市債	22,200	25,500	△3,300
歳入合計		86,500	92,700	△6,200

第2表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
令和5年度母子福祉資金貸付金	令和6年度から 令和11年度まで	千円 40,200
令和5年度父子福祉資金貸付金	令和6年度から 令和11年度まで	13,400
令和5年度寡婦福祉資金貸付金	令和6年度から 令和9年度まで	6,900

第3表

地 方 債

起債の目的（事業名）	限 度 額	起債の方法	利 率 （ 年 利 ）	償 還 の 方 法
福 祉 資 金 貸 付 事 業	千円 22,200	証書借入 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金 均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えすることができる。

令和 5 年 度

八戸市産業団地造成事業特別会計予算

議案第16号

令和5年度八戸市産業団地造成事業特別会計予算

令和5年度八戸市の産業団地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,540,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和5年2月22日 提出

八戸市長 熊谷雄一

第1表

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	本年度	前年度	比較
1 繰入金		千円 12,900	千円 4,000	千円 8,900
	1 他会計繰入金	12,900	4,000	8,900
2 市債		1,527,400	1,709,300	△181,900
	1 市債	1,527,400	1,709,300	△181,900
歳入合計		1,540,300	1,713,300	△173,000

産業団地造成事業特別会計

(歳 出)

款	項	本 年 度	前 年 度	比 較
1 産 業 団 地 整 備 事 業 費		千円 1,527,400	千円 1,709,300	千円 △181,900
	1 産 業 団 地 整 備 事 業 費	1,527,400	1,709,300	△181,900
2 公 債 費		12,900	4,000	8,900
	1 公 債 費	12,900	4,000	8,900
歳 出 合 計		1,540,300	1,713,300	△173,000

第2表

地 方 債

起債の目的（事業名）	限 度 額	起債の方法	利 率 （ 年 利 ）	償 還 の 方 法
産 業 団 地 整 備 事 業	千円 1,527,400	証書借入 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において元利均等、元金 均等又は満期一括償還する。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えすることができる。